

令和2年 第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部審査〕開催状況

開催年月日 令和2年12月8日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 危機管理監、原子力安全対策担当局長
 原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 泊原発の危険性等について (一) 規制委員会委員長と北電社長との意見交換について 2日、規制委員会の更田豊志委員長と北電の藤井社長との会談で、原発敷地内のF-1断層が活断層か否かの証明を北電ができていないということに対して、更田委員長から「地質の専門家を自社で育成しないと、今後の審査が速やかに終わると思えない」と、北電の人材育成にまで踏み込んだ異例の発言があったとされますが、道としてどう受け止めてまた、実態をどう把握しているのか伺います。</p> <p>(二) 安全審査に向けた北電の対応について 2013年から、北電は原子力規制委員会から求められている追加の調査に答えられていません。道は規制委員会の求めに適切に応じることのできない北電の対応について、どう受け止めているのか伺います。</p> <p>断層審査に時間を要しているということですが、時間を要しているなんていう段階を超えているんじゃないかと思うのですが。</p> <p>(三) 断層の評価について 東洋大学の渡辺満久教授や、北大の小野有五名教授など、地質や断層問題の権威から、敷地内や、海底の活断層の存在が指摘されています。原子力規制委員会における、泊原発の適合性審査が進まない原因がこの活断層問題であり、規制委員会として断層の存在に関する見解を示せない状況が改めて明らかとなりました。原発の安全対策を担当する道は、審査経過について、何が問題となっているのか、道民にわかるように説明すべきではありませんか、伺います。</p> <p>(四) 防波堤破壊の影響について 北電は、泊原発再稼働に向けて、想定する最大の地震の揺れや津波の高さがともに引き上げられたために、防波堤が津波で破壊されたがれきによって、原子炉冷却に使用する海水の取水口を塞ぐ可能性が浮上し、模擬実験を実施するとしていましたが、結果はどうなっていますか。活断層の結果が出ないのに、有効な対策といえるんですか伺います。</p> <p>(五) 防潮堤の液状化対策等について 次に、防潮堤についてであります。防潮堤についても液状化で沈み込んでしまう恐れがあり、この対策の進捗はどうなっているのか伺います。液状化を防ぐことはできないではありませんか。敷地内活断層と評価されれば、防潮堤の効果も水の泡になると考えますけれどもいかがですか。伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 原子力規制委員会委員長の発言についてであります。原子力規制委員会と北電経営層との意見交換につきましては、規制委のYouTubeチャンネルを通じまして、会談の様態を視聴し、その内容を確認したところでございます。</p> <p>北電においては、委員長の発言内容を正確に受け止め、適切に対応していただきたいと考えております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 審査の状況などについてでございますが、国内の原発は、福島第一原発事故を踏まえ、地震や津波など、自然現象の想定を引き上げ、防護対策を強化するなどした新たな規制基準に基づきまして、規制委において審査が行われているところでございまして、泊発電所におきましては、現在、敷地内断層の審査に時間を要しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、規制委におきまして、しっかりと審査・確認していただくとともに、北電におきましては、規制委の審査に対し、真摯に対応していただきたいと考えているところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 審査状況に関する情報提供についてであります。原発の安全性などにつきましては、国及び事業者がそれぞれ責任を持って説明を行うべきものと考えております。今後、審査が進展し、地震動評価などに一定の方向性が確認された場合には、道といたしましても専門有識者からのご助言をいただくなどしながら、道民の皆様に分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p> <p>(環境安全担当課長) 防波堤が損傷した場合の影響評価についてであります。審査においては、設備の耐震性や耐津波設計について、規制委から指摘があり、防波堤に関しては、津波によって移動し、重要な施設へ衝突して機能を失わないかといった観点から、水理模型実験を行うなど、北電において、現在、検討が行われていると聞いておりました。引き続き、規制委において厳正な審査が行われるものと承知しております。</p> <p>(環境安全担当課長) 防潮堤の液状化対策についてであります。北電では、平成26年に海拔16.5mの防潮堤及び防潮壁を設置いたしました。規制委の指摘を踏まえ、地質調査などにより周辺地盤の液状化に関する性状を評価するとともに、堅固な岩盤の上に構造物を支持させる形式による防潮壁に設計変更するよう検討を行っている聞いております。</p> <p>さらに、今後の審査において策定される基準地震動などに応じて、適切な対策が検討されるものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 一 再 基準地震動などに応じて適切な対策が検討されるものと考えているということでありましたが、4日、大飯原発3号機、4号機の原因設置許可を違法として取り消す大阪地裁判決が出ております。判決では、耐震設計の根幹でもある、基準地震動の審査過程の不備を指摘しています。泊原発も大飯原発と同じ基準地震動の計算式で審査を受けています。道はこの判決の受け止め、また、泊原発への影響について、どのように認識しているのか伺います。</p> <p>判決について、一つの判断ということではなく、ぜひ尊重して受け止めるべきだというふうを考えます。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 基準地震動の策定についてでございますが、司法の判断につきましては、意見を申し上げる立場にはございませんが、今回の判決につきましては、まだ確定前ではございますけれども、一つの判断として受け止めさせていただいているところでございます。</p> <p>北電におきましては、現在、審査中の泊発電所に係る申請におけます基準地震動につきまして、今後の審査の中で改めて策定し直すところと伺っているところでありまして、引き続き、規制委において、厳正に審査を行っていただきたいと考えております。</p>
<p>(六) 北電の泊原発の安全管理に関するこれまでの問題事象について 北電の安全に対する管理状況でありますけれども、震度計の水没、放射性気体廃棄物の放出量の過少報告などの問題があります。これまで指摘されてきた問題を改めて、列挙していただきたいと思えます。ずさんな安全管理に対して、道はどのように対応してきたのか、併せて伺います。</p>	<p>(環境安全担当課長) 泊発電所におけます主な公表事象についてであります。福島第一原発事故以降、安全協定に基づく公表基準に該当した事象は74件ございまして、そのうち、発電所から100km以内での震度4以上など地震に関する通報が25件、データ伝送不良などモニタリング機器等に関するものが27件のほか、「大雨により大量の雨水が湧水ピットに流入し管理区域にも浸水」したものや、「3号機非常用ディーゼル発電機の配線が建設当時から接続不良」であったもの、また、「1号機の試運転開始時より廃棄物処理建屋からの放射性物質の排出量を過少に算出し」、国や道に報告したものなどの事象が22件ございました。</p> <p>道といたしましては、74件のうち、38件に対し、その都度、再発防止策の策定や安全対策について申し入れを行うとともに、立入調査でその実施状況を確認してきているところでございます。</p>
<p>(六) 一 再 安全協定に基づく公表基準に該当したというのが74件あると、これ自体が大問題だと思うんですが、しかも、道は申し入れとして38件行っていると。38件も申し入れをしなくてはならないような状況だと。私は道の申し入れがしっかりと受け止められたという風には感じられないんですけれども、どう受け止められたかと思っておりますか伺います。</p> <p>改善された状況も確認しているという風におっしゃいましたが、改善されていないという状況もあるのかという風に思いますが、質問を次に進めたいと思えます。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 北電への申し入れについてでございますが、道といたしましては、周辺地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図るという安全協定の趣旨に基づきまして、様々な場面で、必要な事項を申し入れていただいているところでございまして、立入調査などにより改善された状況も確認してきているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、原発は安全性が確保されることが大前提であり、道といたしましては、道民の皆様の安全・安心を第一に、北電に対しまして、安全対策に万全を期すよう、今後とも強く求めてまいります。</p>
<p>(七) 新型コロナ禍における原子力災害避難について 原子力災害避難についてなんですけれども、新型コロナウイルス感染が急拡大しておりますので、原子力事故の際の避難場所となっているホテルが、新型コロナウイルスの宿泊療養施設となっていますけれども、どういう協議でそうなったのですか。原発事故の際の避難場所は、代替施設を確保しているのですか。感染対策とどう両立させるのか。安全対策と感染対策が一緒になり、だれが責任を負うのか伺います。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 原子力災害時の住民避難についてでございますが、道及びU P Z内1 3町村は、避難先としまして、避難者数を上回る人数を収容できる宿泊施設を確保しているところでございます。</p> <p>一方、道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ホテル事業者の意向、施設条件などを勘案し、避難先となっている宿泊施設のうち2か所を宿泊療養施設に指定してございまして、例えば、現在、泊村の避難先のホテルは宿泊療養施設となっておりますが、同村と協議の上、代替となる避難先ホテルを確保したところでございます。</p> <p>なお、国や関係自治体が行うこととされている原子力災害時の対応を一体的に取りまとめた「泊地域の緊急時対応」では、事前に指定した宿泊施設への避難が困難となった場合、道の調整により、代替避難先を確保することとしてございまして、感染症の発生下においても、その時々状況に踏まえながら円滑な住民避難が行えるよう、今後とも適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 一 再 時々の状況を踏まえて円滑にということでありましたけれども、そもそも避難計画そのものに感染対策が盛り込まれていないので、宿泊療養施設が避難場所と同一になってしまうという可能性があると思います。避難計画そのものを見直す必要があるのではないですか。</p> <p>時々の状況に応じてということが、迅速な対応ができるのかということ非常に心配だと思うんです。</p> <p>(八) リスク管理の形骸化回避について そもそも原発事故の危険性に十分対応できているといえるのかどうか疑問があります。原発の停止期間が長くなってきましたので、再稼働ありきで、リスク管理が形骸化しているのではないですか。道において、どう取り組むのか伺います。</p> <p>(九) 泊原発における使用済核燃料について 使用済み核燃料についてなんですけれども、泊原発で発生した使用済み核燃料については、泊原発の地下に一時保管されています。特定放射性廃棄物最終処分場の道内建設に反対している道が、核のゴミを出し続ける再稼働を行っていいものかと考えるのであります。泊原発からこれ以上放射性廃棄物を生み出させないということが必要だと思うんですけれども、いかがか伺います。</p> <p><u>再稼働そのものをやめるべきだというふうに私は思うんですけれども、知事の考えを直接伺いたいと思いますので、委員長においては、お取り計らいいただけますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。</u></p>	<p>(原子力安全対策課長) 避難先となる宿泊施設についてでございますが、施設の改廃、業態転換などの随時状況の変化が考えられますことから、道の防災計画や町村の避難計画において、避難先となる個別の宿泊施設は記載しておりませんが、道及びUPZ 1 3 町村では、UPZ 全体で避難住民数が約7万4千人であるのに対しまして、避難先として約11万6千人分の宿泊施設を確保しているところでございます。 避難先の宿泊施設が宿泊療養施設に指定されるなど、避難先として利用できない場合、こういった場合には、道としては、その時々状況に応じて、代替宿泊施設を確保するなど、避難先不足が生じないように、円滑な住民避難に責任を持って取り組んでまいります。</p> <p>(危機管理監) 原発の安全対策などについてでございますが、原発の安全確保は、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組の下、独立性の高い組織として設けられた原子力規制委員会におきまして、最新の知見を反映した基準に基づき、厳正な審査・確認を行っていただくことが重要でございます。 道といたしましては、北電において、規制委の審査に真摯に対応することはもとより、事業者として常に規制以上の安全レベルの達成を目指して、不断に取り組まれるべきものと考えてございます。 一方、原子力防災対策を担う道といたしましては、原子力災害時に住民の方々の安全が確保できますよう、引き続き関係機関等と連携・協力しながら、その充実・強化に不断に取り組んでまいります。</p> <p>(危機管理監) 原発の再稼働などについてでございますが、まず原発は安全性が確保されることが大前提であり、規制委におきましては、最新の知見を反映した厳格な基準に基づく、厳正な審査・確認を行っていただくことが重要と考えてございます。 そのうえで、泊発電所に関してでございますけれども、現在、当該発電所につきましては、規制委における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはございません。</p>